

第三者請求について

次のいずれかに当てはまる場合、委任状は不要です。

- ・ 自己の権利・義務の行使・履行のために必要な方
- ・ 国または地方公共団体に提出する必要があるとき
- ・ その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方

※証明を必要とする理由(疎明資料)をご提示ください。